



令和8年度（2026年度）

しゅうがくえんじょせいど

就学援助制度について

稲城市では、経済的に困りの保護者の方に、小・中学校の学用品費等の費用を援助します。下記の受給の要件等をお読みいただき、受給を希望する場合は、オンライン申請をしてください。なお、毎年度の申請が必要となります。前年度に就学援助を受給していた方も、改めてオンライン申請をしてください。

ア 就学援助の対象になる方と、申請書に添付する書類

就学援助の対象となるのは、稲城市にお住まいの方で、お子さまが国公立の小・中学校に在籍し、かつ次のいずれかに該当する方です。

申請理由・添付書類

- 1 現在、生活保護を受給している世帯である。 ⇒ 添付書類無し
- 2 令和7年4月1日以降、下記のいずれかに該当した。

申請理由	添付書類
① 生活保護の停止、または廃止を受けた世帯。	不要
② 保護者のいずれかが、児童扶養手当の支給を受けた。 ※ひとり親世帯向けの手当です。児童手当とは異なります。	不要
③ 保護者のいずれかが、社会福祉協議会から生活福祉資金による貸付を受けた。	生活福祉資金貸付決定通知書の画像 ※ 返済の開始ではなく、貸付の決定が令和7年4月1日以降)
④ 保護者全員が「障害者・未成年者・寡婦・寡夫」のいずれかに該当し市町村民税非課税である。	不要 ※ ただし、令和8年1月2日以降に転入した保護者がいる場合は、その保護者の分の非課税証明が必要です。
⑤ 保護者のいずれかが、国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けた。	国民健康保険減免(猶予)承認決定通知書の画像
⑥ 保護者全員が国民年金保険料の全額減免を受けた。	国民年金保険料免除承認通知書と宛名の画像
⑦ 保護者のいずれかが、市町村民税、個人事業税、災害による固定資産税の減免を受けている。	減免決定通知書の画像

- 3 令和7年1月から12月までの世帯の総収入が、次の【世帯の総収入の基準額の目安】に満たない額である。

【世帯の総収入の基準額の目安】

世帯人数	世帯構成の例	持ち家	賃貸住宅
2人	父または母40歳、子6歳	260万円前後	340万円前後
3人	父母40歳、子6歳	330万円前後	410万円前後
4人	父母40歳、子9歳、子3歳	370万円前後	450万円前後
4人	父母40歳、子9歳、子6歳	400万円前後	480万円前後
5人	父母40歳、子12歳、子9歳、祖母65歳	470万円前後	560万円前後
5人	父母40歳、子12歳、子9歳、子6歳	490万円前後	570万円前後

世帯全員の収入の合計が上記の額に満たない場合は、就学援助を受けられる目安になります。ただし、年齢構成や家賃などによって基準額は変わりますので、あくまで目安としてください。基準に該当するか迷う場合は、申請しておくことをお勧めします。

上記の表における収入は、パートやアルバイト、年金なども含みます。給与所得者は、源泉徴収票の「支払金額」から社会保険料と源泉徴収税額を引いた金額を指します。給与所得者以外は確定申告書の「所得金額の合計」です。

<p>令和7年中の世帯全員の収入を合計した金額が、基準額に満たない額である。</p> <p>※ 世帯全員の課税情報を申告していることが前提です。</p>	<p>●令和8年1月1日以前から稲城市に住んでいる保護者。</p> <p>持ち家 ⇒ 添付資料は特にありません。</p> <p>借家・賃貸住宅の方 ⇒ 最新の賃貸契約書</p> <p>都営住宅の方 ⇒ 最新の使用料がわかる書類</p> <p>※ 添付される際、下記の箇所が含まれていることを確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者名(保護者の氏名) ・契約期間(現在を含む期間) ・住所(居住住所と同じ) ・賃料(共益費・駐車料・自治会費等は含みません) <p>※ 認められない資料 (更新のお知らせ、家賃の領収書)</p> <hr/> <p>●令和8年1月2日以降に稲城市へ転入した保護者</p> <p>⇒令和7年に成人以上の世帯員全員分の収入の証明が必要です。</p> <p>下記のいずれかを成人以上の世帯員全員分を添付または、提出してください。</p> <p>○申請時に添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入のある方全員分の令和7年分給与と所得の源泉徴収票 ・令和7年分の所得税の確定申告の控え(第一表・第二表) <p>※ 上記資料を添付した場合、後日追加で提出する資料はありません。</p> <p>○上記に当てはまる資料がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度市町村民税課税証明書(または、非課税証明書) <p style="text-align: right;">提出期限：令和8年6月12日(金)</p> <p>※ 課税証明書は、令和8年1月1日にお住まいだった区市町村にて、概ね令和8年6月以降に購入可能です。</p> <p>令和8年4月30日(木)までにご提出いただいた申請書は保留にし課税証明書提出後に審査いたします。</p>
--	---

※家庭事情が急変(倒産、病気、事故、災害等)した方に関しましては学務課にご相談ください。

イ 申請から結果の通知まで

申請

- ① LoGoフォームにアカウント登録
- ② 申請理由・添付書類を確認
- ③ 申請登録(必要書類の添付)

※市内の小中学校にきょうだいがいるご家庭は、一度の申請で、対象児童生徒の申請を行えます。

申請期限

令和8年4月30日(木)

※ 申請期限を過ぎても随時受け付けておりますが、認定された場合に申請日を基準として受給開始となります。

15日までに申請・・・当該月分から受給対象

16日以降に申請・・・翌月分から受給対象

令和8年度最終申請日：令和9年3月1日(月)

結果の通知

4月30日までに申請・・・7月上旬に申請された住所へ郵送
申請期限以降・・・申請から1ヶ月程度で申請された住所へ郵送

ウ 【年間】の支給予定

※ 金額は変動する場合があります。支給日などの詳細は認定通知書に同封します。

支給費目	学用品・通学用品費	新入学学用品費※1	校外活動費	宿泊体験学習費 修学旅行費	医療費※2
小学校	1年生 11,630円	64,300円	実費	実費	治療 負担額
	2～6年生 13,900円				
中学校	1年生 22,730円	81,000円	実費	実費	治療 負担額
	2～3年生 25,000円				

※1 入学前に新入学学用品費の支給を受けた方は、新入学学用品費は支給されません。

※2 対象となる治療費は、学校保健安全法施行令第8条の学校病《トラコーマ及び結膜炎、白癬(せん)、疥癬(かいせん)及び膿痂疹(のうかしん)、中耳炎、慢性副鼻腔(くう)炎及びアデノイド、齲(う)歯、寄生虫病(虫卵保有を含む)》のみです。

エ よくあるお問い合わせ

Q. 賃貸住宅に住んでいますが、最新の賃貸契約書が見当たりません。

A. 家賃に関する書類を添付しなくても申請できますが、添付がない場合、家賃0円とみなして持ち家の方と同じ条件で世帯の総収入額から判定をします。なお、添付した場合、世帯の総収入月額から家賃分(ただし、2人世帯は64,000円、3～5人世帯は69,800円、6人世帯は75,000円、7人以上の世帯は83,800円が上限です)を引いて判定するため有利になります。また、申請理由が生活保護費受給や児童扶養手当受給等(収入以外の申請理由)の方は添付不要です。

Q. 学務課から、就学援助費却下通知書が届きました。

A. 前年中の収入等に関する申告が期限までにお済みでない場合、就学援助制度についての審査ができません。税申告後に改めてオンライン申請をしてください。
なお、税申告に必要な手続き等については、稲城市課税課市民税係(TEL 378-2111)へ直接お問い合わせください。日野税務署へ確定申告することになった場合は、稲城市が確定申告の内容を取得するまで1ヶ月程度かかりますので、再度就学援助の申請をする際に、確定申告をした旨をご連絡ください。

Q. 就学援助を受けると、学校からの請求などが免除されますか？

A. 学校から請求されます教材費や校外活動費は、学校の指定に従って納めてください。後日、学校からの報告に基づいて、学務課が申請時にご入力いただいた保護者様の口座へ、前記の項目ウ「支給予定額」の金額を振り込みます。直接お渡しいたしませんので、就学援助や就学奨励を受けていることを他の方に知られることはありません。

問い合わせ先：稲城市教育委員会学務課

TEL 042-378-2111(内線653)